

国土交通省告示第 号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号イの規定に基づき、建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十四年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和六十三年建設省告示第千三百十七号）の一部を次のように改正する。

表土木工事業の項の下欄第二号中「又は」を「、」に改め、「水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）」「の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「林業土木」又は「水産土木」とするものに限る。）」「を加え、とび・土工工事業の項の下欄第二号中「又は」を「、」に改め、「水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）」「の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）」「を加え、電気工事業の項下欄第二号中「又は」を「、」に改め、「建設部門」の下に「又は総合技術監理



- るものに限る。( )又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）「」に改め、さく井工事業の項下欄中「水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）「」の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）「」を加え、水道施設工事業の項下欄第二号中「又は衛生工学部門」を「、衛生工学部門」に、「とするものに限る。）「」を「とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物処理」とするものに限る。）「」に改め、清掃施設工事業の項下欄中「とするものに限る。）「」の下に「又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物処理」とするものに限る。）「」を加える。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
土木工事業	<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）<u>、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）</u>、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするもの</p>	土木工事業	<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）<u>、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）</u>又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするもの</p>
とび・土工工事 業	<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）<u>、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）</u>、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、</p>	とび・土工工事 業	<p>一 (略)</p> <p>二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）<u>、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）</u>又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするもの</p>

「森林土木」又は「水産土木」とするものに  
限る。」とするもの

電気工事業

- 一 (略)
- 二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気・電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするもの

管工事業

- 一 (略)
- 二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。)、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)とするもの

鋼構造物工事業

- 一・二 (略)
- 三 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)

電気工事業

- 一 (略)
- 二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は建設部門とするもの

管工事業

- 一 (略)
- 二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。)、水道部門又は衛生工学部門とするもの

鋼構造物工事業

- 一・二 (略)
- 三 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)

監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするもの

舗装工事業

- 一 (略)
- 二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするもの

しゅんせつ工事業

- 一 (略)
- 二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするもの

機械器具設置工事業

技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするもの

電気通信工事業

技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目

舗装工事業

- 一 (略)
- 二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門とするもの

しゅんせつ工事業

- 一 (略)
- 二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするもの

機械器具設置工事業

技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門とするもの

電気通信工事業

技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門とするもの

を電気・電子部門に係るものとするものに限る。  
。）とするもの

造園工事業

一 (略)  
二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、林業部門(選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。 )又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。 )とするもの

さく井工事業

技術士法による第二次試験のうち技術部門を水道部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。 )又は総合技術監理部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。 )とするもの

水道施設工事業

一 (略)  
二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を水道部門、衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物処理(選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和五十七年総理府令第三十七号)による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」と

造園工事業

一 (略)  
二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は林業部門(選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。 )とするもの

さく井工事業

技術士法による第二次試験のうち技術部門を水道部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。 )とするもの

水道施設工事業

一 (略)  
二 技術士法による第二次試験のうち技術部門を水道部門又は衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物処理(選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和五十七年総理府令第三十七号)による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」と

するものを含む。」「とするものに限る。」  
又は総合技術監理部門（選択科目を水道部門  
に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物処理  
」とするものに限る。）とするもの

清掃施設工事業

技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛  
生工学部門（選択科目を「廃棄物処理（選択科  
目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府  
令（昭和五十七年総理府令第三十七号）による  
改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」  
とするものを含む。）」とするものに限る。）  
又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物処  
理」とするものに限る。）とするもの

とするものを含む。」「とするものに限る。  
）とするもの

清掃施設工事業

技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛  
生工学部門（選択科目を「廃棄物処理（選択科  
目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府  
令（昭和五十七年総理府令第三十七号）による  
改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」  
とするものを含む。）」とするものに限る。）  
とするもの